

お取引時の確認について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、お取引に際し、次のとおり確認をさせていただいておりますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます。

1. お客さまへの確認事項およびお持ちいただく書類（反社会的勢力等に該当しないことを前提として）

| 確認事項 | | お持ちいただく書類（原本をお持ちください） |
|-------------------------------------|--|--|
| 共通 | 取引を行う目的 | 窓口等で確認させていただきます、書面・資料のご提示をお願いする場合があります。 |
| 個人のお客さま (事業用口座開設のお客さまは下記※1によります) | 氏名・住所・生年月日 ※在留外国人の方は、加えて在留資格、在留期限日、国籍、入国日 | 顔写真が貼付されたもの ○運転免許証 ○運転経歴証明書（平成24年4月以降交付のもの） ○マイナンバーカード ○住民基本台帳カード（写真付き） ○在留カード・特別永住者証明書 等 顔写真のないもの ○各種年金手帳 ○各種健康保険証 ○母子健康手帳 等は併せて、他の本人確認書類、または公共料金領収書等の提示もお願いします。 |
| | 職業・勤務先 事業内容（商品・サービス内容、他） | 窓口等で確認させていただきます、（事業内容など）書面のご提示をお願いする場合があります |
| | 代理の方が来店された場合、その方の氏名・住所・生年月日等 | 上記の書類に加えて、ご本人さまの来店をお願いする場合があります。 |
| 法人のお客さま※1 | 名称・本店や主たる事務所の所在地 | ○履歴事項全部証明書 ○印鑑登録証明書 等 |
| | 事業内容（商品・サービス内容、他） | ○履歴事項全部証明書 ○定款 等 （事業内容など）書面のご提示をお願いする場合があります |
| 地方公共団体等、一部取扱いが異なる場合があります | 来店された方の氏名・住所・生年月日等 | 上記「個人のお客さま」に記載されている書類に加え、委任状等（社員証は不可）により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。 |
| | 実質的支配者・主要株主さま（議決権保有比率が25%超の方）等の氏名・住所・生年月日 | 窓口等で確認させていただきます、書面のご提示をお願いする場合があります ※ 宗教法人、医療法人等においては、法人の収益総額の25%を超える配当を受ける方、いない場合は、代表して業務執行する方が該当します。 |
| 法人格のない任意団体のお客さま | 代表者、役員、来店された方の氏名・住所・生年月日等 | 規約・定款、総会議事録、直近の収支報告、活動内容を示す書面、会員名簿 ※親睦会・旅行会など、組織としての主要な点が確立していない団体の預金口座は、受付しておりません。 |
| | 事業（活動）内容、活動実績、組織 | |
| | 会員さまの持ち分割合 | |

※1 当金庫では、金融犯罪未然防止のため、初めて口座を開設される法人・事業用・団体の口座開設お客さまには、別途、書類等の提示をお願いしております。→詳しくは「法人・個人事業用・団体の預金口座を開設されるお客さまへ」をご参照ください。

2. お客さまへの確認が必要な取引（同法）

- (1) 口座開設、貸金庫の取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (4) 融資取引
- (5) 1回あたりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが明らかである場合 等

これらの取引以外（送金（振込の受取含む）・両替・多額のご預金の入出金・解約など）の際にもお客さまに目的・用途・資金源・事業内容などを確認させていただく場合があります。

- ◆ お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ◆ 上記についてご協力いただけないとき、当金庫が取引の妥当性が低いと判断したときは、お取引ができない場合があります。
- ◆ 他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。

※詳しくは、きのくに信用金庫の窓口にお問い合わせください。

すでに、氏名・住所・生年月日などを確認させていただいているお客さまにおいても、上記について確認させていただく場合があります。